

熊本県警察交通管制センター運用要綱について（通達）

平成元年9月16日

熊交規第2258号

〔沿革〕 平成7年3月熊警甲第777号、11年2月熊交規甲第448号改正

熊本県警察交通管制センターについては、「熊本県警察交通管制センター運営要綱の制定について」（昭和49年3月19日付け熊交企第415号、例規）に基づいて運用してきたところであるが、道路交通環境の変化等に伴う管制エリアの整備・拡大に対し、交通情報の収集、分析、提供業務等のより効果的な運用を図る必要があるところから、このたび別添のとおり「熊本県警察交通管制センター運用要綱」を制定し、平成元年10月1日から実施することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

なお、「熊本県警察交通管制センター運営要綱について」（昭和49年3月19日付け熊交企第415号、例規）は廃止する。

別添

熊本県警察交通管制センター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の適正かつ円滑な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 交通管制

広域にわたる交通状況を一元的に収集把握し、交通状況の変化に即応した体系的な交通の処理を行うことをいう。

(2) 交通情報

道路における交通障害・交通渋滞、交通流等道路交通に関するすべての情報をいう。

(3) 交通障害

自然災害、道路工事、交通事故、各種の祭典、行事等によって道路の通行不能又は通行の禁止・制限が行われ、若しくは行う必要がある状態をいう。

(4) 交通渋滞

道路上において車両の通行が滞り、車列が長くなり、車両速度がおおむね毎時20キロメートル以下になっている状態をいう。

(5) 交通渋滞度

交通渋滞の度合をいい、「交通渋滞度基準」（別表第1）によって区分する。

(6) 交通流

道路上における車両及び歩行者の一定方向への流れの状態をいう。

第3 交通管制センターの業務

交通管制センターは、次の業務を行うものとする。

(1) 交通情報の収集、分析及び活用に関すること。

(2) 電子計算システムによる信号機及び標識の制御に関すること。

(3) 交通情報提供装置等の操作による交通渋滞情報の提供及び誘導に関すること。

(4) 報道機関、日本道路交通情報センターその他関係機関に対する交通情報の提供に関すること。

(5) 交通管制機器の設置及び維持管理に関すること。

(6) その他交通管制に関すること。

第4 交通障害・交通渋滞情報の収集及び報告

- 1 警察官は、交通障害及び交通渋滞（以下「交通障害等」という。）の発生を認知したときは、速やかにその状況を管轄の警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に報告しなければならない。
- 2 警察署長等は、交通障害等が発生し、又は発生が予想される場合は、混雑緩和又は危険防止のため必要な措置をとるとともに、交通管制の必要があると認めるときは、「交通（障害、渋滞）情報」（別記様式第1号）により速やかに交通管制センターを經由し警察本部長に報告しなければならない。

第5 交通規制課長の措置

交通規制課長は、警察署長等及び交通管制センターが収集した交通情報に基づき、必要な交通管制を行うとともに次の措置をとらなければならない。

- (1) 交通障害等が2以上の警察署管内にわたって発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、関係警察署長が行う交通規制、う回誘導等の措置について必要な調整を行うこと。
- (2) 交通障害等が「広域交通管制情報の通報連絡基準」（別表第2）に該当するときは、警察庁等関係機関に通報連絡すること。
- (3) 交通障害等に対し道路管理者の措置を必要と認めるときは、その状況を当該道路管理者に通報すること。

第6 交通官制係員の勤務要領

交通管制センター勤務員の勤務要領その他必要な事項は、交通規制課長が別に定める。

別表・別記様式（略）